

2. 学校各種規定

1 登下校

- (1) 始業時刻は午前8時30分とする。なお、登校後は、授業終了まで無断外出を禁止する。やむを得ず外出又は早退する場合は、所定の用紙に必要事項を記入し、担任又は副担任の先生に提出の上、生活指導部の許可を得る。
- (2) 下校時刻は、午後5時とする。
- (3) 自動車・オートバイ等で通学することを禁止する。自転車で通学する生徒は、担任及び生活指導部に届け出て許可を得て、本校所定の場所に置く。
- (4) 夜間に登校すること、及び、休日に無断で登校することを禁止する。

2 授業

- (1) 授業を大切にし、真剣に取り組むこと。
- (2) 試験時は机の間隔を十分にとり、出席番号順に着席する。(その他の定期試験に関する注意事項はP30～P32参照)
- (3) 休講その他の事情により自習となった場合は、出欠確認後、他の教室の授業を妨げないように静かに自習する。

3 服装及び身だしなみに関するここと

(1) 制服

	男子	女子
冬服	<ul style="list-style-type: none">・学校指定のブレザー・学校指定の冬用スラックス・白無地Yシャツ・学校指定のネクタイ・白無地又は紺無地のソックス・黒・茶の革靴、又は運動靴	<ul style="list-style-type: none">・学校指定のブレザー・学校指定の冬用スカート又はスラックス・白無地Yシャツ・学校指定のネクタイ又はリボン・白無地又は紺無地のソックス・黒・茶の革靴、又は運動靴
夏服	<ul style="list-style-type: none">・学校指定の夏用スラックス・白無地のYシャツ又はポロシャツ・白無地又は紺無地のソックス・黒・茶の革靴、又は運動靴	<ul style="list-style-type: none">・学校指定の夏用スカート又はスラックス・白無地のYシャツ又はポロシャツ・白無地又は紺無地のソックス・黒・茶の革靴、又は運動靴

(2) 制服の着用規定・心得

① 身だしなみ

本校指定の制服をきちんと着用すること。
その際には、清潔を旨とし広尾高校生としての品位を保つように心がけること。

② ブレザー及びネクタイ・リボンの着用

冬服着用期間においては、校内及び登下校の際ブレザー及びネクタイ・リボンの着用を基本とする。但し、校内では気候や体調に応じてブレザーの着脱を行ってもよいが、必ず携帯しておくこと。なお、ブレザーを脱いでも必ずネクタイ・リボンは着用すること。

夏服着用期間については学校指定の夏用スラックス又はスカート、Yシャツ又はポロシャツとする。ブレザー・ネクタイ・リボンの着用は必要ない。

③ 補助着

ア. 中着

1. 本校生徒が着用するセーター・ベストは、本校指定のもの（紺色・H R 刺繡入）とする。
2. 冬服から夏服、夏服から冬服への移行期において指定のセーター・ベストを着用する場合は、ブレザーを着用せずセーターで登校することを認める。

イ. 外套着

寒冷期の登下校においては、色や型が華美でなく、勉学の場に通うのにふさわしいものに限り、上着（コート類）の着用を認める。

ウ. 冬服着用期間に限り、黒無地タイツの着用を認める。

④ 衣替え（冬服・夏服の切り替え）

原則として冬服から夏服への衣替えが6/1、夏服から冬服への衣替えは10/1とするが、その年の気候に応じて指示する。また、近年気候や気温が不安定なため、どちらの衣替えにもその都度一定の移行期間を設ける。

⑤ 異装

やむを得ない理由で制服以外の服装で登校、または校内で過ごす場合、事前に「異装願い」を提出し許可を受けること。なお、代替えの服装は規定に準じ華美にならないこと。

⑥ 休日登校

部活動等で休日に登校する場合でも、必ず制服を着用すること。

⑦ その他禁止事項

- ア. 改造した制服を着用すること（修正が不可能な場合、購入し直す）。
- イ. 本校指定以外のものを着用すること。
- ウ. スカートの下にスウェットパンツ・ジャージ等を着用すること。

③ 校内靴

① 上履き

校内では学校指定の上履きを使用し、外履きと区別する。

② 体育館履き

体育館棟においてのみ、学校指定の体育館履きを使用する。

④ 頭髪

頭髪は清潔に留意するとともに、端正で自然な髪型とし、脱色・染髪・特異な髪型を認めない。

⑤ 装飾品

制服着用時における装飾品の着用は認めない。

4 掲示物・配布物

- (1) 掲示物・配布物は事前に生活指導部に提出してその指示を受け、所定の位置に掲示する。
- (2) 掲示物・配布物は必ず所属ならびに責任者名を明記する。
- (3) 不要となった掲示物については、責任者がとりはずす。

5 遺失物・拾得物・盗難・器物破損

- (1) 所持品の紛失や拾得、盗難、又は器物破損があった場合は直ちに所定の用紙に記入し、H R 担任及び生活指導部に届け出る。
- (2) 教室の移動や更衣の際貴重品は携行するか、H R 担任又は貴重品係に保管を依頼する。

6 自動販売機

- (1) 自動販売機は指定の時間を守って利用する。
- (2) 空缶、ペットボトル等を分別する。

7 欠席・休学・転退学その他の諸届

- (1) 欠席・早退及び忌引き、就職・入学試験、公式試合、検診などのため欠課・欠席をする場合は、生徒手帳の諸届欄に必要事項を記し、H R 担任に届け出る。

忌引きの日数は以下の通りとする。

父母（7日）・祖父母（3日）・兄弟姉妹（3日）・曾祖父母（1日）・叔伯父母（1日）

※日数は連続したものとする。

※遠距離の場合、往復に要する日数を加算することができる。

※慶事の日数は1日とする。遠距離等の場合は個々の事情に応じて判断する。

- (2) 定期試験を特別な理由で欠席した場合は、諸届欄に記入して担任を経て教科担当の先生に連絡する。
- (3) 留学・休学・休学延長・転学・退学・復学の場合は保護者同伴で来校し、それぞれの願をH R 担任に提出し、校長の許可を得る。
- (4) 住所を変更した場合は、H R 担任に申し出た後、経営企画室で所定の届出用紙を受け必要事項を記し、生徒証をそえて経営企画室に届ける。
- (5) 休業中及び日曜、祝日に登校し、校舎校庭等を使用する場合は、前もってH R 担任又はそれぞれの顧問を経て生活指導部に届を提出する。
- (6) 転退学、卒業等により本校の在籍から外れる場合は、生徒証を担任へ返却する。

8 自然災害時の対応について

台風など自然災害が予想される場合、東京23区内に「暴風」「大雨」「大雪」「洪水」のうち2つ以上「警報」が出た場合

- ① 午前6時の時点で「警報」が出ている場合
3時限目より始業
- ② 午前8時の時点で「警報」が出ている場合
5時限目より始業
- ③ 午前10時の時点で「警報」が出ている場合
1日 自宅学習

9 その他の

- (1) 高校生としてふさわしくない行為があった場合には相応の措置をとる。
- (2) 危険を伴うことや、他人に迷惑をかけるような行為は慎む。
- (3) アルバイトは原則として禁止とする。

10 学校指定品等販売業者一覧

教科書	芳林堂書店城南営業所 目黒区祐天寺1-23-26 03-5722-7451
上履き	
体育着	
体育館履き	日勝スポーツ工業(株)スクール販売課 府中市栄町3-9-8 042-335-0315
柔道着	
校章バッジ	(株)そごう・西武 千代田区二番町5-25
制服	03-6272-7652